

令和7年度 人材養成事業実施要項

1 趣 旨

社会福祉従事者が業務に関する資格取得や自己啓発等のために必要な研修の受講等をする場合、その経費を助成することにより社会福祉を担う広い視野をもち、質の高い人材の養成を図る。

2 助成の対象となる研修等

個人が業務に関する資格取得や自己啓発等のため、自己が所属する以外の他の団体等が企画実施する研修の受講等をする場合に、社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は予算の範囲内でその経費を助成する。ただし、1人1件の助成とする。なお、資格の更新研修や試験の一部免除を目的とした研修及び本試験は対象とならない。また、国・山口県等の同様な研修助成事業等との併用はできないものとする。

3 助成対象者の範囲

県内で民間の社会福祉に関する事業所に勤務し、施設の代表者の推薦を得て参加する者で、本事業の助成を受けた後も継続して勤務することが認められるもの。

また、過去3年以内に本事業の助成を受けていない者であること。

4 助成対象経費等

(1) 助成金の限度額は、50,000円とする。

(2) 助成対象経費は次のとおりとする。

- ・ 研修受講料等（研修を受講するために必要な書籍等の購入費を含む。）
- ・ 旅費及び宿泊費（最も経済的な通常の経路及び方法によるものとする。なお、自家用車の経費は1キロメートルにつき30円とする。）

(3) 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 交付申請

助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ助成金交付申請書（第1号様式）を県社協会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

6 交付決定

会長は、助成金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付決定を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

7 交付の条件

会長は、助成金の交付決定をする場合、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

8 実績報告書の提出

助成金交付決定通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、研修等の修了後 1 ヶ月以内、又は令和 8 年 2 月 5 日のどちらか早い日までに実績報告書（第 2 号様式）を会長に提出しなければならない。

9 助成金の額の確定

会長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し助成対象者に通知するものとする。

10 助成金の交付

助成金の額の確定通知を受けた助成対象者が、その助成金の交付を受けようとするときは、請求書（第 3 号様式）を会長に提出しなければならない。

会長は、適正な請求書を受理したときは助成金を交付するものとする。

11 助成金の交付決定の取消し

会長は、助成対象者がこの要項の条件に違反したときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

12 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。